

育児休業中に申請をする方へ

復職予定日によって申請要件、申請可能時期、入会承認期間、提出書類が異なります。

	復職予定日	申請要件	申請可能時期	入会承認期間
①	令和9年4月1日まで	就労	一次申請以降	令和9年4月30日まで
②	弟妹の慣れ保育終了後、 令和9年4月30日まで	就労	一次申請以降	令和9年5月31日まで
③	令和9年5月1日以降	育児休業	入会希望日の14 日前以降	育休終了月末または 弟妹の生後13か月末まで

①令和9年4月1日時点で復職している予定の方(令和8年度中の復職を含む)

＜必要添付書類＞就労証明書（育休取得期間・復職予定日が記載されているもの）

1か月の標準的な勤務等表（4月以降、弟妹の保育園等への送迎目安時間や短時間勤務の取得等もふまえて記載すること）

② 弟妹の慣れ保育後、令和9年4月30日までに復職予定の方

＜必要添付書類＞就労証明書（育休取得期間・復職予定日が記載されているもの）

1か月の標準的な勤務等表（慣れ保育終了後、5月以降の弟妹の保育園等への送迎目安時間や短時間勤務の取得等もふまえて記載すること）

保育できない状況の説明（記載例：学童クラブ入会希望児童の弟（妹）が保育園入園後に慣れ保育を受ける予定のため、4月〇日に職場復帰する）

①、②の方への注意事項

入会または待機決定後、【令和9年3月17日まで】に弟妹の入園内定通知書等のコピーの提出が必要です。期日までに提出がない場合、入会承認や待機決定を取り消すことがあります。

入園が決まらなかった場合は裏面のフローチャートをご確認ください。弟妹が保育園等に入園できないなどの理由で4月に復職せず育児休業を延長する場合は、就労での審査結果で得た入会（待機）の権利がなくなるため、辞退（退会）届を提出してください。さらに入会または待機を希望する場合は、入会希望日の14日前以降に「育児休業」要件で改めて申請してください。待機児童がいる施設の場合は、すでに待機している児童の次の順位となります。

③ 令和9年5月1日以降に復職予定の方

＜必要添付書類＞就労証明書（産育休に入る前の雇用形態等が就労要件の入会基準を満たしていること。育休取得欄に記載されているもの）

1か月の標準的な勤務等表（産育休に入る前の状況で記載すること）

母子健康手帳のコピー（保護者の氏名、出生日の記載のあるページ）

申請児童の弟妹の入園が決まらなかった場合

保育園等への入園が決まらなかったため、育児休業を延長する。（4月30日までに復職できない）

学童クラブへの入会を希望する

学童クラブ入会を辞退したい

育児休業での入会要件を満たす（弟妹の誕生日が令和8年3月以後である）

学童クラブ入会辞退（退会）届を提出

満たさない

満たす

学童クラブ入会辞退（退会）届を提出 → 先着順期間に申請【令和9年3月18日(木)以降】

・就労要件で得た入会（待機）の権利がなくなるため、一度辞退の上、改めて育児休業に要件を変更して先着順申請※が必要です。

※先着順申請（育児休業要件）に必要な書類

- ①入会申請書
- ②就労証明書（育児休業期間が記載されたもの）
- ③1か月の標準的な勤務等表（産育休に入る前の勤務状況のもの）
- ④母子健康手帳（保護者の氏名、誕生日が記載されたページの写し）
- ⑤(会社経営・自営の場合)証明書類（詳細は学童クラブ案内P26参照）

学童クラブ入会

または

待機

入会の場合の承認期間：以下のうちいずれか早い方

- ・育児休業終了月の末日まで
- ・弟妹の誕生日の属する月を0か月として生後13か月末日まで